

10 介護給付適正化の取組状況（令和5年度）

保険者名	★要介護認定の適正化					★ケアプランの点検					
	訪問調査件数		認定調査 完全直営 (全て100%)	委託調査の 事後点検	ケアプラン 点検実施 件数	実施方法 (※1)	点検実施者 ・直営(事務職) ・直営(専門職) ・外部委託等	厚労省 ケアプラン 点検支援 マニュアル を活用	国保連 介護給付適正 化システムを 活用	府介護支援 専門員を 活用	
	新規認定の 訪問調査 件数	変更認定の 訪問調査 件数									変更直営 訪問調査 件数
1 京都市	25,250	37,445		○	355	その他	直営(専門職)	○	○	○	
2 福知山市	1,151	2,456	393	○	7	事前・訪問	直営(事務職)		○	○	
3 舞鶴市	1,124	1,596	670	○	55	事前・書面	直営(専門職)	○		○	
4 綾部市	655	1,367	226	○	12	事前・面談	外部委託等			○	
5 宇治市	3,277	4,625	1,039	○	45	事前・訪問	・直営(事務職) ・直営(専門職)	○		○	
6 宮津市	462	599	158	○	14	事前・書面	直営(事務職)			○	
7 亀岡市	1,537	2,168	371	○	51	事前・訪問	・直営(専門職) ・外部委託	○			
8 城陽市	1,653	1,524	254	○	22	事前・訪問	直営(事務職)	○			
9 向日市	817	1,069	244	○	6	その他	直営(事務職)			○	
10 長岡京市	1,255	1,602	412	○	3	事前・面談	直営(事務職)			○	
11 八幡市	1,376	2,038	331	○	25	事前・書面	・直営(専門職) ・外部委託等	○	○	○	
12 京田辺市	741	1,076	386	○	18	事前・訪問	直営(事務職) 直営(専門職)			○	
13 京丹後市	1,070	2,093	415	○	17	事前・書面	直営(事務職)	○		○	
14 南丹市	659	802	259	○	8	事前・面談	・外部委託等 直営(事務職)	○		○	
15 木津川市	1,139	1,749	312	○	940	その他	直営(事務職) 外部委託 (介護支援センター)	○		○	
16 大山崎町	220	263	140	○	192	事前・書面 事前・訪問	直営(事務職)	○		○	
17 久御山町	288	303	66	○	32	事前・書面	直営(事務職)				
18 井手町	153	169	84	○							
19 宇治田原町	95	130	28	○	6	当日・訪問	直営(専門職) 直営(事務職)			○	
20 笠置町	33	48	21	○							
21 和束町	86	165	51	○							
22 精華町	392	594	228	○	3	事前・面談	直営(事務職)			○	
23 南山城村	54	79	33	○							
24 狹野町	309	473	94	○	37	事前・書面	直営(事務職)			○	
25 伊根町	66	77	35	○							
26 与謝野町	453	780	146	○	8	事前・書面	・直営(事務職) ・直営(専門職)			○	
計	26		4	22	21						
実施率	100.00		15.38	100.00	80.77						

※「委託調査の事後点検」における実施率は、認定調査完全直営(全て100%)の市町村を除いて計算している。

保険者名	★住宅改修・福祉用具													
	住宅改修の点検							福祉用具の点検						
	写真等による確認		利用者宅への訪問調査		リハビリ専門職の関与 (※2)	<リハ職の所属> 例・市町村職員 ・地域リハセン ・医療機関・事業所等 ・その他(具体的に)	購入調査 施件数	調査 施件数	実と調査 施件数	調査 施件数	リハビリ専門職の関与 (※2)	<リハ職の所属> 例・市町村職員 ・地域リハセン ・医療機関・事業所等 ・その他(具体的に)	調査 施件数	実と調査 施件数
	施工前	施工後	施工前	施工後										
1 京都市	○	7,115	7,115	8	2	7	その他 (建築専門職) 市町村職員	○	8,008	○	15	7	○	15
2 福知山市	○	258	242	2	0	1	市町村職員	○		○	0	1	○	0
3 舞鶴市	○	332	332	16	16									
4 綾部市	○	131	131											
5 宇治市	○	957	957	0	0									
6 宮津市	○	78	78											
7 亀岡市	○	442	442			7	市町村職員					ウ		
8 城陽市	○	465	465											
9 向日市	○	270	270					○	220					
10 泉佐野市	○	438	438	302	302	1	市町村職員	○	242			1	○	4
11 八幡市	○	372	372	8	4									
12 京田辺市	○	314	282			7	市町村職員	○	4	○	15			
13 京丹後市	○	268	264					○	12	○	55			
14 南丹市	○	167	167	2				○						
15 木津川市	○	333	333											
16 大山崎町	○	70	70	1	0	1	地域リハセン	○	58	○	15			
17 久御山町	○	77	77											
18 井手町	○	61	61											
19 宇治田原町	○	53	53											
20 笠置町	○	9	9			1	医療機関	○	12	○	1	1	○	1
21 和歌町	○	44	44					○	35					
22 精華町	○	157	157											
23 南山城村	○	24	24					○	13					
24 京丹波町	○	69	69			1	医療機関・事業所等	○	5					
25 伊根町	○	10	10	0	0	7・1	市町村職員	○	20	○	3	1・ウ	○	3
26 与野町	○	147	147	30	26	7・1	市町村職員	○	25	○	3	1・ウ	○	3
計	26							12	4615	9	34.62			
実施率	100.00													

保険者名	★介護給付費通知			適正化主要事業 実施状況	
	発送頻度	通知対象 サービス (※3)	通知するまでの工夫	実施事業数	実施率
1 京都市	○ 年1回	居宅		5	100.0%
2 福知山市				4	80.0%
3 舞鶴市				4	80.0%
4 綾部市				4	80.0%
5 宇治市				4	80.0%
6 宮津市				4	80.0%
7 亀岡市	○ 年1回	居宅・施設・地密	この通知による手続き等不要な旨を明記する。	5	100.0%
8 城陽市				4	80.0%
9 向日市				4	80.0%
10 東淀川市				4	80.0%
11 八幡市	○ 年1回	居宅・施設・地密		5	100.0%
12 京田辺市	○ 年2回	居宅・施設・地密	封筒に支払や還付の通知ではない旨、印字している。	5	100.0%
13 京丹後市				4	80.0%
14 南丹市				4	80.0%
15 木津川市				4	80.0%
16 大山崎町	○ 年1回	居宅		5	100.0%
17 久御山町				4	80.0%
18 井手町				3	60.0%
19 宇治田原町				4	80.0%
20 笠置町				3	60.0%
21 和歌町				3	60.0%
22 精華町				5	100.0%
23 南山城村				3	60.0%
24 京丹波町				4	80.0%
25 伊根町	○ 年1回	居宅・施設・地密	高額介護サービス費の通知と同封している。	4	80.0%
26 与野野町				4	80.0%
計	6			4.1	81.5%
実施率	23.08				

(※1)
★ケアプランの点検
実施方法

1. 事前にケアプランの提出を求め、役所(役場)で書面のみ実施。
→【事前・書面】
2. 事前にケアプランの提出を求め、後日、役所(役場)で面談により実施。
→【事前・面談】
3. 事前にケアプランの提出を求め、後日、保険者が事業所を訪問して実施。
→【事前・訪問】
4. 保険者が事業所を訪問し当日、ケアプランの提出を求め、実施。
→【当日・訪問】
5. その他

(※3)
★介護給付費通知
通知対象サービス

1. 居宅サービスのみのみ→【居宅】
2. 施設サービスのみのみ→【施設】
3. 地域密着型サービスのみのみ→【地密】
4. 居宅サービス及び施設サービス→【居宅・施設】
5. 居宅サービス及び地域密着型サービス→【居宅・地密】
6. 施設サービス及び地域密着型サービス→【施設・地密】
7. 居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス→【居宅・施設・地密】

(※2)
★ケアプランの該当している項目名を表記。

■住宅改修後の点検
■住宅改修利用へのリハ職等の関与
■住宅改修申請書の提出後、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。

・(ア) 被保険者から抽出された住宅改修費の支給申請書の提出後、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある

・(イ) 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行っている仕組みがある

■福祉用具利用へのリハ職等の関与
■福祉用具の利用に際し、リハビリテーション専門職が適切に関与しているか。

・(ア) 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具の計画も合わせて点検を行う

・(イ) 福祉用具専門相談員による福祉用具計画の作成時にリハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある

・(ウ) 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある